

いちき串木野市
第4期 障 害 者 計 画
第7期 障 害 福 祉 計 画
第3期 障 害 児 福 祉 計 画



概要版

鹿児島県 いちき串木野市

1 計画策定の趣旨

国においては、平成 26 年に批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」との整合性確保に留意しつつ、令和 5 年 3 月に、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間を計画期間とする障がい者のための施策に関する基本的な計画である「障害者基本計画（第 5 次）」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいます。

平成 28 年に改正された「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」のほか、令和 3 年に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」に基づき、障がい者が自ら望む地域生活への支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきました。

また、令和 3 年には、「障害者差別解消法」が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。

さらに、令和 4 年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和 6 年度以降、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

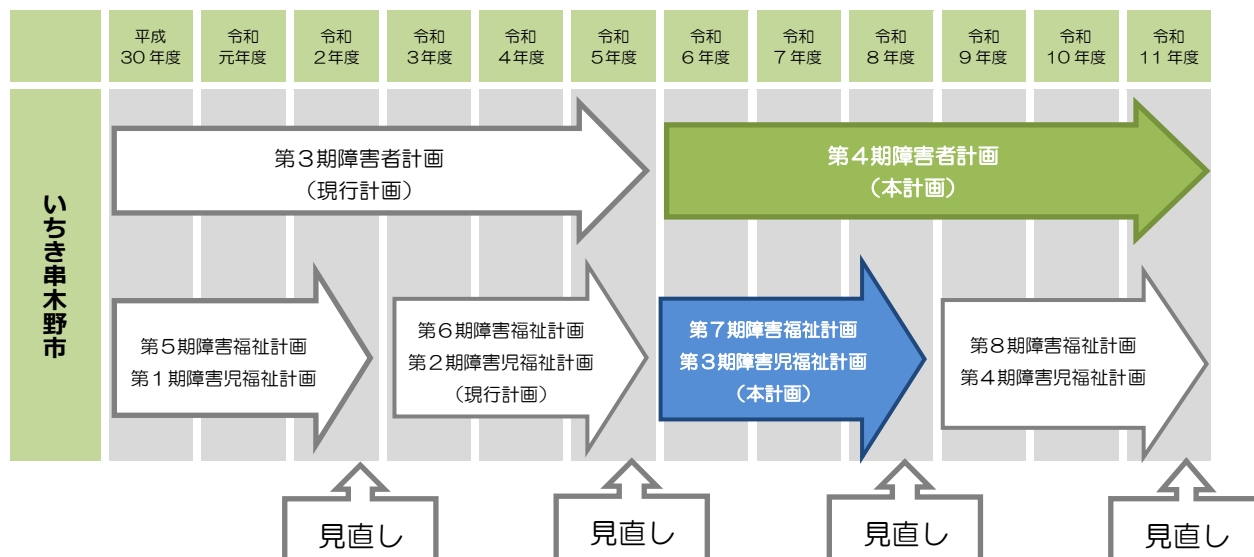
本市においては、このような変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、本市の障がい者の実態やニーズに即した障がい者施策を、更に総合的・計画的に推進していくため、「いちき串木野市第 4 期障害者計画、第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の期間

「第 4 期障害者計画」の計画期間は、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とします。

「第 7 期障害福祉計画」及び「第 3 期障害児福祉計画」の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

ただし、障がい者（児）のニーズや障害福祉を取り巻く環境、社会情勢の急激な変化等により、計画の見直しが必要と考えられる場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



3 第4期いちき串木野市障害者計画

本市の進むべき方向としての基本的指針となるいちき串木野市第2次総合計画では、「住み続けたいまち住んでみたいまちづくり」を基本理念とし、保健・医療・福祉分野について『健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」』を基本方針としております。

障がい者（児）福祉の充実においては、すべての市民が相互に尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、誰もが安心して生活できる地域づくりや障害福祉サービスの更なる充実、雇用の場の拡大などが課題となっています。

これに対し、療育施設については民間事業者で施設が設置されるなど充実が図られつつありますが、障がいの重度化・重複化や多様化の状況を踏まえ、必要な療育や教育等が一貫して計画的に行われ、生涯を通じて切れ目のない充実した支援が求められています。

また、国の基本理念である「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものである」との考え方も踏まえ、障がい者が、その能力や個性を最大限に発揮してその人らしく安心して暮らせることに加えて、障がいの有無に拘らず地域住民が共に支え合い認め合う地域共生社会を実現できるよう、以下のように基本理念を設定します。

【基本理念】

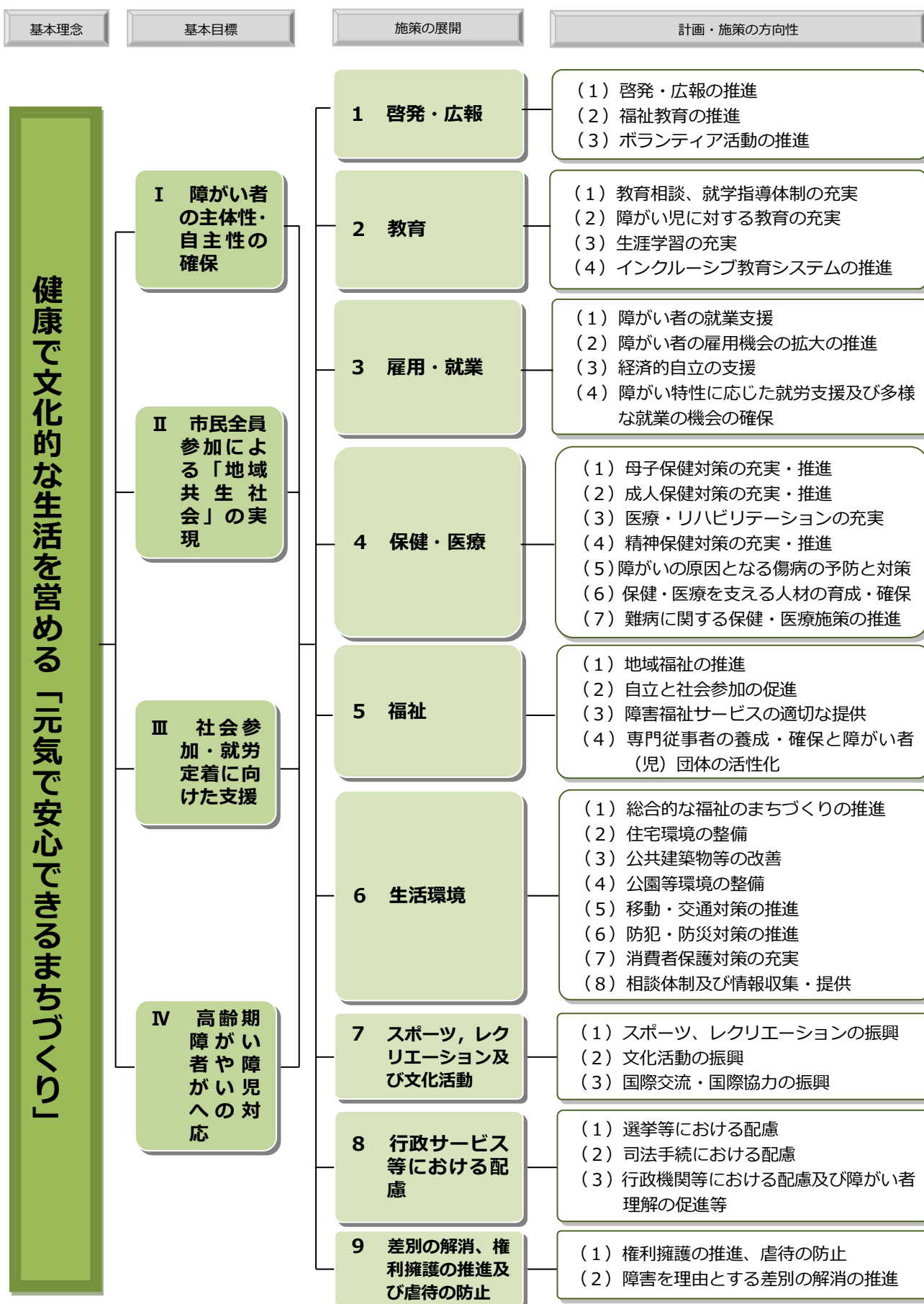
健康で文化的な生活を営める
「元気で安心できるまちづくり」

【分野別施策】

基本理念及び重点目標の達成に向けて、本市が取り組む各種施策を以下の通り、分野別にまとめました。

- 1、啓発・広報
- 2、教育
- 3、雇用・就業
- 4、保健・医療
- 5、福祉
- 6、生活環境
- 7、スポーツ、レクリエーション及び文化活動
- 8、行政サービス等における配慮
- 9、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

4 施策の体系図



5 第7期いちき串木野市障害福祉計画 第3期いちき串木野市障害児福祉計画

(1) 基本理念

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の7点を基本理念とします。

- ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑦ 障がい者の社会参加を支える取組定着

(2) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援の見込量 ※抜粋になります。

令和8年度における目標値を達成できるように、令和6年度から令和8年度までの指定障害福祉サービス等の種類ごとの見込量及び見込量確保のための方策を、国の基本指針及び前期計画の実績並びに本市の実情を踏まえて設定します

①訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	常に介護を必要とする方に、居宅での介護、外出時での移動支援等を総合的に行います。また、病院等に入院・入所している方に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供し、その他必要な援助を行います。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上困難を有する方に、危険を回避するために必要な援護、移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する方で、介護の必要程度が著しく高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

訪問系サービス		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数（人/月）	16	16	16
重度訪問介護	利用者数（人/月）	1	1	1

訪問系サービス		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	利用者数（人/月）	7	8	9
行動援護	利用者数（人/月）	2	2	2
重度障害者等包括支援	利用者数（人/月）	0	0	1

②日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、主に昼間、障害者支援施設等において入浴、排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会提供を行います。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持向上のために支援が必要な訓練等を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 A 型	雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けて支援を行います。
就労継続支援 B 型	就労の機会を提供するとともに、生産活動に係る知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	企業や自宅等への訪問・来所により生活や体調管理などの課題解決に向けて必要な連絡調整や指導助言を行います。
療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行います。
短期入所 （福祉型）	居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間や夜間、施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
短期入所 （医療型）	入浴、排せつ及び食事の介護等 * 医療ニーズの高い障がい児、障がい者に対する医学的管理や療養上必要な措置を実施した場合、加算による評価を実施します。

日中活動系サービス		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数（人/月）	133	134	135
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人/月）	2	3	4
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人/月）	8	9	10
就労選択支援	利用者数（人/月）	—	10	10
就労移行支援	利用者数（人/月）	8	8	8
就労継続支援 A 型	利用者数（人/月）	33	34	35

日中活動系サービス		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援B型	利用者数（人/月）	125	130	135
就労定着支援	利用者数（人/月）	0	0	2
療養介護	利用者数（人/月）	5	5	5
短期入所（福祉型）	利用者数（人/月）	12	13	14
短期入所（医療型）	利用者数（人/月）	2	2	2

③居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活に課題がないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどの確認を行い、必要な助言や関係機関との調整を行います。また、利用者からの要請により訪問・電話等で随時対応します。
共同生活援助	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間や休日に施設に入所する方に、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

居住系サービス		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数（人/月）	1	1	1
共同生活援助	利用者数（人/月）	58	61	64
施設入所支援	利用者数（人/月）	67	66	65

④相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	サービス利用支援は障がい者（児）の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	対象となる方と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

相談支援		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数（人/月）	39	41	43
地域移行支援	利用者数（人/月）	1	1	1
地域定着支援	利用者数（人/月）	0	0	1

⑤障害児通所支援等

サービス名	内容
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を推進するとともに、放課後等における支援を推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中、または今後利用する予定の子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を推進します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のある子どもであって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行います。

障害児通所支援等		【計画値（見込み）】		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数（人/月）	56	58	60
放課後等デイサービス	利用者数（人/月）	105	105	105
保育所等訪問支援	利用者数（人/月）	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人/月）	0	0	1
障害児相談支援	利用者数（人/月）	26	27	28

■発行年月日 令和6年3月

■発行・編集 いちき串木野市 福祉課

〒896-8601

鹿児島県いちき串木野市昭和通 133 番地 1

TEL : 0996-32-3111